

第43回総会決議

今年4月の診療報酬改定は、現政権下で実質4回連続のマイナス改定となった。

そのような中、新型コロナウイルスが全国各地で蔓延し、患者の受診抑制及び国民生活の悪化も相俟って医療機関を直撃するとともに、経営危機を招いている。

新型コロナの感染拡大によって明らかになったのは、感染症病床や急性期病床の不足、医療従事者の劣悪な勤務実態に見られるように国による医療費抑制政策が根底にある。今こそこの政策を転換し、平時から充実した医療提供体制を整備すべきである。

安倍首相は新型コロナ下の憲法記念日に、憲法に「緊急事態条項」を盛り込むことについて国会で議論を進めるべきという考えを示した。「緊急事態条項」は緊急時に内閣に独裁的な権限を持たせることができるものであり、新型コロナウイルスの蔓延と「緊急事態宣言」とは全く関係がない。改憲により戦争できる国にする狙いが見え隠れする。

安倍政権は国民の信頼を失った。桜を見る会疑惑の解明も進まない中、過去の法解釈を閣議決定で変更した黒川元東京高検検事長の定年延長問題、安倍首相と近い関係にある河井克行前法務相と妻の案里参院議員に関する公職選挙法違反事件等が相次ぎ、スキャンダルは数え切れない。国民を無視した政治が続くことにより、国民の政治への信頼が損なわれることとなった。

我々医師・歯科医師は国民各層との対話を進めながら、社会保障制度の充実と新型コロナ感染症の終息に向けて活動する。憲法25条の「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」をすべての国民に保障することを国に求め、同時に、人命を守る医療者として平和を希求し、平和と民主主義の実現に向けて全力で取り組むことを決意し、以下の事項を決議する。

記

- 一、新型コロナウイルス感染症による受診控えから生じた医療機関の減収への補填及び感染対策への持続的な財政支援を実施すること。
- 一、新型コロナウイルス感染症の第2波・第3波の到来に備え、医療提供体制の確保及び保健所機能の充実、検査体制の拡充などの公衆衛生体制の確保に務めること。
- 一、公立・公的病院等の再編・統合計画を中止し、地域の実情を踏まえた必要な病床を確保すること。また、病床確保に必要な財源は国が負担すること。
- 一、深刻さを増す医師不足・偏在の抜本的解決に向け、欧米諸国に比べ大幅な医療者不足の解消に向けた対策を講じること。
- 一、社会保障費抑制の方針を転換し、診療報酬・介護報酬の引き上げとともに、受診抑制や介護サービス利用抑制につながる75歳以上原則2割負担など新たな患者負担増計画をやめ、窓口負担を大幅に軽減すること。
- 一、保険でより良い歯科医療を実現するため、即刻金銀パラジウム合金の逆ザヤを解消するとともに、材料価格設定を抜本的に見直すこと。また、歯科技術料を正當に評価し、保険適用範囲を拡大すること。
- 一、国民健康保険制度に必要な国費を投入し、誰もが支払える国保料とすること。
- 一、社会保障財源は応能負担原則に基づいて確保し、消費税は減税すること。医療関連費用にゼロ税率を適用し損税を解消すること。
- 一、平和と憲法を守ること。政府は核兵器禁止条約に署名すること。
- 一、マイナンバーカードに保険証機能を結合させないこと。
- 一、米国のカジノ大手ラスベガス・サンズが日本へのカジノ進出断念したことで明白なようにIR構想は不要不急の政策である。長崎県と国はIR誘致から撤退し、国民生活と福祉の向上に努めること。

以上、決議する。